

評価書（個票）

事務・事業名	医師臨床研修の実施	担当課 (担当課長)	医政局医事課 (医事課長 渡辺真俊)	
根拠法令等	医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2 第1項	類型	講習研修	
		指定等の形態	指定	
事務・事業の概要	<p>○事務・事業創設時の趣旨 臨床研修制度は、診療に従事する医師として求められる基本的な診療能力を修得することを目的とし、診療に従事しようとする医師に対して、2年以上の大学付属病院又は厚生労働大臣の指定する病院（臨床研修指定病院）において、臨床研修を受けることを義務付けるものである。</p> <p>医師として必要な診療能力を効果的に身に付けることは、国民が安全・安心して受けることができる医療提供体制の確保の観点からも重要である。研修の確実な実施を確保するには、臨床研修を行うことが可能な施設・設備・体制等を備えた病院で実施される必要があるため、その基準を国が定め、基準を満たす病院のみを指定して臨床研修を実施している。</p> <p>○事務・事業の内容 指定された病院（臨床研修指定病院）は、臨床研修プログラムを策定し、研修医に対して臨床研修を実施する。</p>			
事務・事業の目的	「事務・事業の概要」を参照			
関連する政策目標	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること ・施策大目標 2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること ・施策中目標 I-2-2 医療従事者の資質の向上を図ること 			
関連する業績指標	<p>①医師研修医の満足度調査(満足度5段階評価のうち4段階以上の回答者の割合) (測定指標)</p> <p>②臨床研修指導医における講習会の修了者人数 (参考指標)</p>			
指標の目標値等	<p>①: 65.7% (平成25年3月実施)</p> <p>※②の平成26年度実績5,317名</p>			
法人の指定等の状況	厚生労働省HP「平成28年度の臨床研修の実施体制について」 http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000100330.html を参照。			
指定・登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答	特になし。			
料金等・積算根拠	-			
事務・事業の実績	<p>○実績（平成27年度） 平成27年度の臨床研修医の採用実績 http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000088204.html</p> <p>○事業収入（平成27年度） 特になし。</p>			

<p>国からの補助金等</p>	<p>○補助金・委託費等（平成 28 年度）：臨床研修費補助金 7,970,710 千円 内容：臨床研修病院の指導医の雇上など臨床研修の実施に必要な経費に対する補助を行う。また、研修医の適正配置に関する協議など臨床研修の質の向上や地域医療を担う人材の確保に向けた取組に必要な経費に補助を行う。</p>
<p>事務・事業の見直し状況（これまでの検証）</p>	<p>●医師臨床研修制度の見直し</p> <p>①募集定員の設定方法の見直し（平成 27 年度実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修希望者に対する募集定員の割合を縮小 ・都道府県上限の計算式を一部見直し（新たに高齢化率、人口当たり医師数も勘案） ・各病院の募集定員において、大学病院等の医師派遣の実績をさらに考慮 <p>②地域枠への対応、都道府県の役割の強化（平成 27 年度実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域枠、医師派遣等の状況を踏まえつつ、都道府県が都道府県上限の範囲内で各病院の定員を調整できる枠を追加 <p>③到達目標と評価の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回（平成 32 年度まで）見直しに向けて、「医師臨床研修制度の到達目標・評価の在り方に関するワーキンググループ」において検討を進めている。
<p>事務・事業の必要性等・有効性</p>	<p>●事務・事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨床研修制度は、診療に従事する医師として求められる基本的な診療能力を修得することを目的としており、国民が安全・安心して受けることができる医療提供体制の確保の観点からも重要である。 ・医療の高度化・複雑化・専門化が進むとともに、質が高く、安心・安全な医療を求める患者・家族の声が高まってきている現在の社会状況に照らしても、医師が、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう基本的な診療能力を修得することは従来以上に必要とされるものであり、医師の質を担保し、向上させていくためにも臨床研修制度は必要である。 <p>●事務・事業の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応する基本的な診療能力を修得するためには、臨床での経験が必要であり、その経験を担保するために2年以上研修を義務付けていることは妥当である。 <p>●事務・事業の有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師の資質を向上させるためには、知識のみではなく、臨床での経験が必要であり、本制度により幅広い分野において研修を行うことで、診療に従事するに当たっての土台となる基本的な診療能力を修得することができるため、本制度は有効である。

<p>事務・事業の執行体制の妥当性</p>	<p>○指定等を行う妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨床研修は、診療に従事する医師として求められる基本的な診療能力を修得するために必要なものであり、全国一律の基準で一元的に実施をする必要があるとともに、医師として必要な診療能力を効果的に身に付けることは、国民が安全・安心して受けることができる医療提供体制の確保の観点からも重要であり、その確実な実施を確保する観点から、臨床研修を行うことが可能な施設・設備・体制等を備えた病院で実施される必要性があるため、指定制度が適切である。 ・ 実際に臨床の場での経験を積むことが必要であるため、医療機関において実施されなければならない、国が実施することは不可能。 <p>○事務・事業実施主体の適格性</p> <ul style="list-style-type: none"> ●指定等の基準の妥当性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨床研修の確実な実施を確保する観点から、臨床研修を行うことが可能な施設・設備・体制等を備えた病院の指定基準を法令等で明確にしておき、必要に応じて審議会等において専門家、関係者等の意見を踏まえながら見直しを行っている。また、医療機関から申請があった場合には、指定基準を満たしていれば指定を行っており、指定を満たさない場合等には指定を取り消すこととしており、本指定基準は妥当なものである。 ●実施主体としての指定等法人の適格性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国が策定した指定基準を満たす病院のみを指定しているため、指定を受けた医療機関は、実施主体として適格である。
<p>評価結果の総括 (現状分析(事務・事業の評価)と今後の方向性)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本制度は、臨床研修を実施するに当たって最低限必要な施設・設備・体制等を備えた病院のみを指定して研修を実施させるものであり、臨床研修の確実な実施を確保する観点から必要なものである。 ● 指定基準の在り方については、制度の実施状況を見ながら適宜見直しを行っていく必要がある。このため「事務・事業の見直し状況」にも記載したとおり現在見直しに向けて検討を進めているところであり、平成 33 年度の研修医へ適用することを念頭に検討を進めていきたい。
<p>備考</p>	